

マイナビ ツール・ド・九州 2024
インターネット配信用競技映像制作・送信業務委託仕様書

1 目的

九州の魅力発信、サイクルスポーツの普及拡大等を目指して開催する国際自転車競技連合公認サイクルロードレース「マイナビ ツール・ド・九州 2024（以下「大会」という。）」において、レース映像の撮影及び配信、ダイジェスト版の編集、関係者との調整等の業務を実施し、大会に向けた準備及び大会の運営を支援するもの。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年11月30日まで

3 マイナビ ツール・ド・九州 2024 概要

名称	マイナビ ツール・ド・九州 2024
形態	UCI（国際自転車競技連合）認定サイクルロードレース
主催	ツール・ド・九州 2024 実行委員会 一般社団法人ツール・ド・九州
開催時期	令和6年10月11日（金）～14日（月）
参加チーム	18チームを想定（1チーム選手6名）
大会日程 及びコース	【チームプレゼンテーション（開催地調整中）】 令和6年10月11日（金） 【エキシビジョンレース（開催地調整中）】 令和6年10月11日（金） 【大分ステージ】 令和6年10月12日（土） 別府市～日田市内のロードレース 【熊本阿蘇ステージ】 令和6年10月13日（日） 南小国町～南阿蘇村のロードレース 【福岡ステージ】 令和6年10月14日（月） 岡垣町～宗像市のロードレース

4 業務概要

- (1) レース（表彰式含む）映像の撮影及びインターネットライブ配信業務
- (2) レース（表彰式含む）映像のダイジェスト版編集業務

5 業務内容

- (1) 競技映像撮影・送信計画の策定
 - ・各コースの現地調査を行ったうえで、競技映像を撮影、送信するための各種

機材、人員体制を含む競技映像撮影・送信計画を策定すること。

- ・発注者が別に作成する交通輸送、会場設営、イベント等に係る各種計画と随時調整、整合を図ること。

(2) インターネットライブ配信に係る映像撮影・番組制作

① エキシビジョンレース及びステージにおいて、競技及び会場の様子をライブ配信すること。

- ・配信プラットフォームは発注者が所有するY o u T u b eチャンネルとする。ただし、サイマル放送が可能な場合は別途提案すること。
- ・撮影用カメラは「放送用フルハイビジョン」対応とする。ただし、同等の品質を確保できる場合は別に提案すること。
- ・配信番組は、視聴者にロードレースの展開や競技結果がよく伝わるよう、実況・解説を行うとともに、競技無線やG P Sによるタイム差に関する情報、走行場所の表示等の工夫を盛り込むこと。

※企画提案書に表示方法、タイミング、頻度、画面構成等の具体的な内容を記載すること。

※計測データ（競技結果）を、発注者が別途選定する計測事業者から受け取ることは可とする。

- ・エキシビジョンレース及び各ステージのメイン会場（フィニッシュ会場等）において、大型ビジョンを設置し、ライブ映像を放映する予定である。発注者が別途選定するビジョン担当事業者と連携し、円滑に映像ソースの受け渡しが行えるよう調整すること。
- ・ライブ配信時間については、スタート前のチームプレゼンテーションなどのセレモニーから表彰式終了までとする。
- ・エキシビジョンレース及び各ステージのエンディングにはハイライト映像を挿入すること。
- ・ライブ配信終了後もアーカイブ視聴ができるようにすること。
- ・コース沿線の地域紹介を適宜挿入すること。
- ・スタート及びフィニッシュ会場、スプリントポイント、山岳賞ポイントなどにおけるスポンサーバナー及び会場内で実施されるスポンサーイベントの様子をレースの合間に挿入すること。
- ・発注者が提供するスポーツくじ理念広告CM及びW E Bムービー並びに各種スポンサーCMをライブ配信中に適宜挿入すること。

② 発注者が所有する各種広報媒体（公式ホームページ、SNS等）と連携した事前PR等を実施し、視聴者数の増加を図ること。

(3) ダイジェスト映像等の制作

- ・(2) ①で撮影した映像を基に、エキシビジョンレース及び全てのステージの終了後、速やかに5分程度のダイジェスト映像(ア～ウ)を制作すること。(ア. 日毎、イ. 4日間全体、ウ. セレモニー(チームプレゼン、スタートセレモニー、表彰まで含む))
- ・他の映像メディア(TV、インターネット配信等)からの要請に対し、必要に応じ映像(ハイライト、ダイジェスト、スイッチングアウト等)の提供等を対応すること。また、自社媒体を有する場合は当該媒体における露出も検討すること。

(4) 移動撮影用オートバイ、空撮機材、ドライバー等の手配

- ・エキシビジョンレース及び全てのステージレースの競技車列内にて、オートバイを用いた移動撮影を行うこと。
- ・撮影に用いるオートバイの台数は5台までとする。ただし、競技運営上危険と判断された場合は、台数を減らす、又は撮影中止となる場合がある。
- ・オートバイのドライバーは、公益財団法人日本自転車競技連盟の競技審判ライセンスを取得している者であり、国際サイクルロードレースにおける乗務経験(メディアモト、モト審判等)が豊富な者を起用すること。
※ドライバーの経歴を提出すること。
- ・オートバイは受注者又はドライバーにおいて手配すること。ただし、大会スポンサーの関係で、メーカーを指定又は発注者から貸与する場合がある。
- ・オートバイからの撮影は、第一集団、第二集団選手の様子もわかりやすく撮影すること。
- ・オートバイの手配に係る全ての費用(ドライバー手当、借上料、ガソリン代、高速代(移動費)、宿泊費、保険料等)は、本業務の委託料に含むものとする。
- ・ドライバーは、令和6年10月10日(木)もしくは11日(金)に開催するドライバーズミーティング(開催場所調整中)に出席すること。また、必要に応じカメラマンも出席すること。
- ・原則、本業務に係るオートバイに対しての保険は受注者で加入するものとし、万が一事故等発生した場合は、受注者において代車手配、事故対応及び保険対応等を行うこと。
- ・審判車両への同乗撮影は、競技運営における安全管理等の観点から不可とする。
- ・オートバイを用いての移動撮影時において、映像の揺れを軽減するための方

策（スタビライザーの使用等）について提案すること。

- ・ヘリコプターもしくはドローンによる空撮を行うこととし、その機材、手法について提案すること。

(5) その他

- ① エキシビジョンレース及び全てのステージの撮影、特に定点撮影にあたっては、道路使用許可が必要となるため、発注者の求めに応じて、関係当局との打合せへの同席や申請書添付資料の作成等対応すること。
- ② 大会当日等における受注者の宿泊場所について、特段の指定はないため、業務実施に必要な範囲において受注者が手配すること。
- ③ 映像撮影、番組制作及び配信に係る全ての経費（旅費、機材費、オートバイ経費等）は、本業務の委託料に含むものとする。
- ④ ヘリコプターやドローンを使用した撮影については、受注者において付随する各種申請、交渉等を行なうこと。また、万が一問題等が発生した場合は、受注者において解決を図ること。
- ⑤ 本仕様書に記載する事項を満たしたうえで、その他業務目的の達成に資する企画等がある場合は提案すること。
- ⑥ エキシビジョンレースを含む全てのステージにおける通信環境の整備について、提案すること。また、発注者とともに通信事業者、TV局等と調整を行う予定であるが、なおも通信環境の改善が見込めない場合は、事前に用意したVTRを活用する等柔軟かつ適切に対応すること。

6 業務上の留意事項

- ・業務に先立ち、業務スケジュール、業務体制計画等を作成し、発注者の承認を得ること。
- ・本業務を統括する責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡調整を密にし、効率的に業務を進めること。また、高度な技術を必要とする業務については、相当の経験を有する者を配置すること。
- ・発注者の求めに応じ、定例会議等への出席並びに適宜報告及び打合せを行うこととし、業務の進捗状況、実績等について説明を求められたときは、適宜資料を提出し速やかに対応すること。
- ・本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、発注者及び受注者の役割を明確にし、その範囲内で各々の責任において対応するとともに、その内容を双方遅滞なく報告するものとする。
- ・本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等については、原則として受注者が行うこと。ただし、発注者が別に作成する諸計画については提供する。

- ・コースの変更等に伴い業務内容に変更が生じたときは、発注者受注者協議の上対応すること。
- ・大会の開催中止が決定した場合のキャンセル料について、期日及び割合等、事前に発注者と協議の上決定すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上決定すること。

7 成果物

- (1) 成果物は次のとおりとし、大会終了後、発注者が指示する場所に納品すること。
 - ・撮影、収録した全ての映像素材
 - ・ライブストリーミング配信同録素材（スイッチングアウト）
 - ・ダイジェスト映像
 - ・その他、発注者が必要と認める映像及び資料等
- (2) 成果物は、発注者により編集加工等の二次使用ができるようにすること。
- (3) 納品形式はHDD（Windows、MAC双方に対応可能なもの）を基本とする。
- (4) 受注者は、本業務の委託契約期間後といえども、成果物に瑕疵が発見された場合は、速やかに発注者と協議し、成果物の訂正をしなければならない。なお、これにかかる費用は受注者の負担とする。

8 著作権等の取扱い

- (1) 本業務の履行に係る成果物（地図及び第三者が予め著作権を保有する物を除く。）に関する一切の権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は全て発注者に帰属する。
- (2) 受注者は、本業務により得られる著作物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して、著作権者人格権（著作権法第2章第3節第2款に規定する権利をいう。）を将来にわたり行使しない。
- (3) 受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権を侵害しないこと。
- (4) 前項にかかわらず、第三者の知的財産権を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、負担を負うものとする。
- (5) 受注者は、本業務により得られる成果物について、発注者の承認を受けずして、自ら使用したり、第三者に公表、貸与及び使用させたりしてはならない。